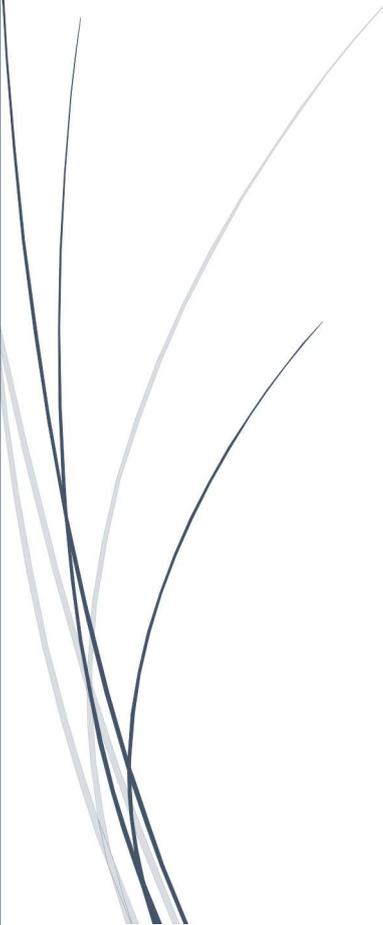




感染症の予防及びまん延 の防止のための指針



NPO 法人サポートロコペリ
通所支援フレンドロコペリ

1 感染症の予防及びまん延の防止のための基本的指針

(1) 目的

本指針の目的は、通所支援事業所フレンドロコペリにおける感染症の予防及びまん延の防止に向けた具体的な取り組みを定めることである。これには、職員、利用者の健康と安全の確保が含まれる。特に感染症は深刻な影響を及ぼす可能性があるため、適切な予防措置の実施と迅速な対応が必要である。

本指針は、これらのリスクを最小限に抑え、安全な環境を提供するための基盤を築くことを目指す。

(2) 感染対策の重要性

感染症とは、ウイルス、細菌、真菌などの病原体が人の体内に入り込み、増殖することで発症する疾患である。サービスを利用する利用者は、感染への抵抗力が低下していることが多く、感染症にかかりやすい。また、認知機能の低下により感染対策への協力が難しい場合もある。

事業所においては、職員を介して感染症が広がるリスクもあるため、予防と早期の対応が重要である。感染症は個人の健康だけでなく、施設全体の運営にも影響を及ぼすため、その理解と対策は療育現場において必須の事項である。

2 感染防止対策委員会その他事業所内の組織について

感染症の予防と早期発見に加え、感染症が発生した場合はそのまん延を確実に防止するため「感染防止対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員長の役割

委員長は事業所の主任が務め、委員会の運営と指導を担う。

(2) 開催頻度

委員会は利用者の状況など事業所の状況に応じ、月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。

(3) 感染対策委員会の役割

- A) 事業所内感染対策の立案
- B) 感染症発生時の対応の検討
- C) 情報の収集、整理、全職員への周知
- D) 行動マニュアル(BCP)等の作成
- E) 事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施

3. 平時の対策

利用者や職員を感染から守るための基本的な予防方法である「標準予防策（スタンダードプリコーション）」を徹底する。標準予防策とは、血液や体液、分泌物、排泄物、傷のある皮膚や粘膜など、感染性微生物が含まれている可能性があるという原則に基づいて行われる、感染拡大のリスクを軽減するための標準的な予防策である。

【標準予防策の主な内容】

- A) 手指消毒（手洗い、手指消毒）
- B) 個人防護具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールドなど）の使用
- C) 呼吸器衛生（咳エチケット）
- D) 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

4. 発生時の対応

- (1)事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関や保健所、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。事業所はその内容及び対応について全職員に周知する。
- (2)感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録する。
- (3)感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議する。
- (4)サービス事業所や関連機関と情報を共有し、連携して感染の広がりを抑制する。また、情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報の取り扱いに十分な注意を払う。

5. 感染症対策マニュアル等の整備と活用

- (1)各事業所において、感染症対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染対策に努める。
- (2)マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。
- (3)「感染対策の手引き（厚生労働省）」を踏まえ、感染対策に常に努める。

6. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合にはすぐに閲覧できるようにしておくとともに、ホームページで公表する。